

平成14年6月26日

上田 高史 殿
法律事務所ドウ・ソロ
弁護士 大野 鉄矢 殿

金融庁監督局銀行第一課長 河野 正道



「銀行法」に関する法令適用事前確認手続に係る照会について
(平成14年3月20日付照会文書に対する回答)

照会のあった事例は、日本国内に居所を有する顧客が海外銀行に対し口座の開設、預金の預入れ及び解約を行う場合に、照会者が当該顧客の委託を受けて、照会書記載の事務の補助を行うものであるが、その場合における照会者と顧客の権利義務関係は、当該事務の補助に直接係るものにとどまり、かつ照会者と当該海外銀行との間で何ら権利義務関係は生じない限りにおいて、銀行法第2条第2項に規定する「銀行業」及び第3条に規定する「みなし銀行業」に該当せず、同法第4条第1項の銀行業の免許は必要ないと考える。

(注) 本回答は、照会対象法令(条項)を所管する立場から、照会者から提示された事実のみを前提に、照会対象法令(条項)との関係のみについて、現時点における見解を示すものであり、事実が記載と異なる場合、記載されていない関連事実が存在する場合、関係法令が変更される場合などには、考え方が異なるものとなることもある。また、本回答は、もとより、捜査機関の判断や罰則の適用を含めた司法判断を拘束しうるものでない。